

家庭用品品質表示法 繊維製品品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する消費者庁告示案について（概要）（案）

令和6年8月30日
消費者庁表示対策課

1. 家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とし、その対象となる家庭用品を指定し、当該家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項を定めることを規定している。

2. アクリレート繊維の追加に伴う改正

（1）改正趣旨

令和6年4月に「繊維製品の混用率試験方法」に関する日本産業規格（JIS L1030-2（以下「JIS」という。））の改正が行われたことに伴い、家表法第3条第1項の規定に基づき定められた「繊維製品品質表示規程（以下「繊維規程」という。）」のアクリレート繊維の混用率の表示の適正化を図るため、所要の改正を行うものである。

なお、家表法においては、経済産業大臣は、表示の標準となるべき事項が定められる（変更される）ことにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる旨が規定されている（家表法第3条第4項及び第5項）ところ、今般の改正は、経済産業大臣からの要請を受けて行うものである。以下3. も同じ。

（2）改正内容

今般のJIS改正により、アクリレート繊維の混用率試験方法が追加されたことを踏まえ、繊維規程別表第三及び別表第六に「アクリレート繊維」を追加し、指定用語として「アクリレート」を用いる。

3. クレンザー注意事項の追加に伴う改正

（1）改正趣旨

近年、酸性タイプのクレンザー製品が流通していることを踏まえ、家表法第3条第1項の規定に基づき定められた「雑貨工業品品質表示規程（以下「雑貨規程」という。）」のクレンザーに表示すべき事項に関し、注意事項の表示を追加する必要があるため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正内容

雑貨規程の別表第二の二十八（台所用、住宅用又は家具用の磨き剤）のクレンザーについて、新たに、以下の内容の注意事項を追記するとともに、その注意事項の表示を求める製品の判断基準となる塩素ガス発生試験の方法等を定める。

別記「塩素ガス発生試験(酸性タイプ)」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ 「まぜるな 危険」

ロ 「酸性タイプ」

ハ 塩素系タイプの製品と一緒に使う(混ぜる)と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

あわせて、雑貨規程における特別注意事項に係る説明の規定について、関連する品目間で表現のばらつきがあるので、表現を揃えるため、所要の見直しを行う。

4. 今後の予定

令和6年8月	: 消費者委員会への諮問・答申
令和6年9月	: 経済産業大臣への協議
令和6年10月～11月	: TBT通報（2か月）
令和6年10月	: パブリックコメント（1か月）
令和7年1月	: 改正告示の公布及び施行

なお、事業者に対する周知及び準備のため経過措置を設け、施行から令和7年12月31日までの間に繊維製品の品質に関する表示が行われるもの及び雑貨工業品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができることとする予定である。

<添付資料>

繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対象条文

雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対象条文

家庭用品品質表示法（抜粋）

経済産業大臣からの要請文書